

## 5 被 保 険 者

### (1) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

所得段階別の介護保険料を保険者である練馬区に直接納める。

平成28年3月31日現在（住所地特例者を含め）156,429人である。

#### 第1号被保険者数

(単位：人)

年 年齢	H24	H25	H26	H27	H28
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	140,859	145,923	150,037	153,724	156,429
総人口 (各年4月1日現在)	708,500	709,609	712,407	716,377	720,915
比率	19.9%	20.6%	21.1%	21.5%	21.7%

#### 第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年 年齢	H24	H25	H26	H27	H28
65～69	35,561	37,658	38,660	40,687	42,804
70～74	34,520	34,707	36,001	35,658	33,584
75～79	31,039	31,411	30,961	30,759	30,760
80～84	21,632	22,762	23,696	24,604	25,770
85～89	11,716	12,669	13,609	14,471	15,290
90～94	4,793	5,089	5,396	5,736	6,275
95～99	1,332	1,362	1,439	1,539	1,657
100～	266	265	275	270	289
合 計	140,859	145,923	150,037	153,724	156,429

#### 第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度 年齢	H23	H24	H25	H26	H27	
取得	65歳到達	7,905	10,249	9,284	9,102	8,028
	転入	1,372	1,423	1,460	1,472	1,527
	その他	239	291	254	270	371
	増計	9,516	11,963	10,998	10,844	9,926
喪失	死亡	4,605	4,794	4,758	4,863	4,926
	転出	1,777	1,885	1,924	2,089	2,086
	その他	190	220	202	205	209
	減計	6,572	6,899	6,884	7,157	7,221

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

## (2) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険加入者の方である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された16疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

## (3) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

### ① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の特定施設が対象となっている。

### ② 他住所地特例者

①の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

### ③ 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を届出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H24	H25	H26	H27	H28
住 所 地 特 例 者	876	893	942	998	1,169
他 住 所 地 特 例 者	287	322	363	393	457
適用除外施設入所者	147	40	45	52	54